



注：

本資料は Deloitte & Touch LLP が作成し、有限責任監査法人トーマツが翻訳したものです。日本語版については、有限責任監査法人トーマツにお問合せください。日本語版と原文に相違がある場合には、原文の記事事項を優先します。

目次

- 背景
- 提案された気候開示要件の主要な構成要素
- デロイトの見解
- その他のリソース

SEC、気候変動情報の開示要求に関する規則を提案

Emily Abraham, Doug Rand, Laura McCracken, Kristen Sullivan, and John Wilde, Deloitte&Touche LLP 著

背景

SEC は 2022 年 3 月 21 日、公開企業が提供する気候関連の情報開示を強化及び標準化する規則案¹を発行しました。SEC 委員長の Gary Gensler が、提案された規則についての声明で「今日、文字通り数百億ドルを代表する投資家は、気候リスクが企業に重大な財務リスクをもたらす可能性があることを認識しているため、気候関連の開示を支持しています。投資家は、情報に基づいた投資判断を行うために、気候リスクに関する信頼できる情報を必要としています。」と述べています。

提案された規則では、登録企業は、温室効果ガス (GHG) の排出に関する開示 (スコープ 1 とスコープ 2 の開示については第三者保証も必要とされる)、財務諸表における一定の開示、登録届出書と年次報告書(例えば、Form10-K)の中の定性的開示とガバナンス開示が求められます。本規則案に対するコメント提出の期限は、Federal Register に掲載されてから 30 日後、または 2022 年 5 月 20 日のいずれか遅い方です。

この提案は、当時 SEC 委員長代理であった Allison Herren Lee 氏が、規則制定のための手始めとして、気候変動に関する情報開示について request for input で意見を求めてから約 1 年後に発行されたものです。議長の Gensler も同様に、気候リスクと気候関連の情報開示に注力しています。例えば、米国上院の銀行・住宅・都市問題委員会における証言において、同氏は、企業と投資家の双方が明確かつ整理された規則の恩恵を受けることになるだろうと指摘し、SEC の職員に対し、このような開示に関連する要件を策定する際に経済分析とパブリックコメントを検討するよう指示したと述べています。

2022 年 4 月 5 日午後 2 時から 3 時まで、デロイトは Dbrief ウェブキャスト「SEC の気候変動及びサイバー開示規則案の理解」を開催する。詳細は、[Dbriefs Web site](#) 参照。

¹ SEC Proposed Rule Release No.33-11042 The Enhancement and Standardization of Climate-Related Disclosures for Investors.

提案された気候開示要求の主要な構成要素

提案された気候開示要求の中で、SEC は、多くの企業が既存の開示フレームワークおよび基準、例えば金融安定理事会の気候変動財務情報開示タスクフォース(TCFD)、および温室効果ガスプロトコル等に基づいて提供している開示と同様のものが求められていることを述べています。登録企業は、次のような開示を提供することを要求されます。

- *財務諸表の注記開示:*
 - 異常気象やその他の自然条件に関連した財務諸表項目への影響(減損費用、損失引当金の増加など)及び移行活動に関連した財務諸表項目への影響(例えば、資産の残存価額や耐用年数の変更)について、影響額が当該財務諸表項目の 1%を超える場合にその影響を開示
 - 異常気象やその他の自然条件を軽減するための支出及び移行活動に関連する支出
 - 異常気象やその他の自然条件及び移行活動が、財務諸表に反映された見積りや仮定にどのように影響を与えたか。
- *GHG 排出量の開示:*
 - スcope 1 およびスcope 2 の GHG 排出量(すなわち、登録企業が所有または管理している事業からの排出量、及び電気、蒸気、冷暖房の購入または取得からの排出量)。これらは、個別(温室効果ガスの種類別)に及び集計して開示する必要がある。この開示は、総量ベースで(オフセットを考慮する前)、炭素強度に関連させて(例えば、収入 1 ドル当たりの二酸化炭素換算排出量)行うことが要求されます。
 - 登録企業がスcope 3 排出量(すなわち、間接的な上流及び下流の活動からの排出量)を含む GHG 排出ターゲットまたはゴールを設定している場合、またはスcope 3 排出量に重要性がある場合は、総排出量(オフセットを考慮する前)および炭素強度に関連させたスcope 3 GHG 排出量。スcope 3 GHG 排出量の開示は、証券法のセーフハーバー条項の対象となります。
- *定性的開示:*
 - 気候関連のリスクが(1)どのように事業及び財務諸表に重大な影響を及ぼしているか、又は及ぼす可能性があるか、(2)どのように登録企業の「戦略・ビジネスモデル・将来見通し」に影響を及ぼしているか、又は及ぼす可能性があるか。
 - 気候関連リスクを発見し、評価し、管理するための登録企業のプロセス、およびそれらのプロセスが登録企業のより広範なリスク管理プログラムに統合されているかどうか。
 - 登録企業が内部炭素価格を使用する場合、登録企業の内部炭素価格とその価格の決定方法。
 - 登録企業がシナリオ分析を使用して、気候関連リスクの関連で事業を評価する場合、シナリオ、仮定、予測される財政的影響の記述。
 - 登録企業が気候に関連する移行計画を採用している場合、当該計画の説明ならびに関連するターゲットおよび測定基準。
 - 登録企業が気候関連のターゲットまたはゴールを公表している場合:
 - 対象とする活動の範囲、想定される期間、および設定された中間目標
 - 登録企業がターゲットまたはゴールを達成するための計画
 - 登録企業がそのターゲット又はゴールに対してどのように進捗しているか、及びそのような進捗がどのように達成されたかについての毎年の更新

■ 気候関連のターゲットまたはゴールを達成するための計画の一部としてカーボンオフセットまたは再生可能エネルギー証書 (REC) が使用されている場合、オフセットまたは REC によって達成された進歩の程度を含む、オフセットまたは REC に関する情報。

- **ガバナンスの開示** – 登録企業の取締役会および経営陣による、気候関連のリスク、リスク管理プロセス、および登録企業の対応のモニタリング方法
- **必要な開示の場所、タイミング、適用可能性** – 提案されている規則では、登録企業は登録届出書と 1934 年証券取引法に基づいて提出された年次報告書において開示します。上述の「財務諸表の注記開示」セクションに記載された開示は財務諸表で要求されるが、GHG 排出量を含む残りの開示は、新たに作成された Form10-K (Item6) のセクションで要求されます。開示は、登録企業の年次報告書と同時に行われることになり、国内外の登録企業に要求されます。以下に述べるように、小規模な事業者は、スコープ 3 の GHG 排出量の開示要求を免除されます。
- **第三者保証要件** – 財務諸表の注記開示は、既存の財務諸表監査の対象となります。スコープ 1 およびスコープ 2 の GHG 排出量の開示は、段階的導入期間中に限定的保証の対象とされ、その後、合理的保証の対象となります。
- **本規則案の段階的導入期間** – 本規則案の要件が 2022 年 12 月に適用となる場合、暦年の登録企業が本規則を採用するための必須遵守日は、以下のとおりです。

登録企業タイプ	スコープ 3 の開示を除くすべての開示 (スコープ 1, スコープ 2 GHG 排出量を含む)	スコープ 3 GHG 排出量の開示	スコープ 1, スコープ 2 の GHG 排出量開示の第三者保証
大規模早期提出会社	2023	2024	限定的保証:2024 合理的保証:2026
早期提出会社	2024	2025	限定的保証:2025 合理的保証:2027
早期提出会社以外の会社	2024	2025	不要

なお、小規模な報告会社は、スコープ 3 の GHG 排出量開示の対象外となり、かつ移行期間が追加されます。(すなわち、2025 年にはスコープ 3GHG 排出量以外のすべての開示が要求されます。)

提案された規則の幅広さを考えると、この *Heads Up* は主要な要件のより包括的な分析を提供するために近いうちに更新されます。詳細については、引き続きご確認ください。

デロイトの見解

提案された規則は、公開企業に対する気候関連の開示要件を大きく変更することになります。ほとんどの企業にとって、開示要件を満たすために必要な努力は相当なものであり、今すぐに準備を開始する必要があります。

最近の [Deloitte survey](#)（売上高が5億ドルを超える公開企業の財務、会計、サステナビリティ、法務担当幹部300人を対象にした調査）では、半数以上（57%）が、開示対象の環境、社会、ガバナンス（ESG）データに関して、データの利用可能性（アクセス）とデータの品質（正確性または完全性）が依然として最大の課題であると回答しています。現在、ESGのトピックに焦点を当てたESG協議会またはワーキンググループを設置している回答者は、4分の1未満（21%）です。しかし、半数以上（57%）が設置に積極的に取り組んでいます。大多数（82%）はまた、重要な利害関係者の情報ニーズを満たすESGの開示を行うためには、追加のリソースが必要になると考えています。

調査回答者が示した課題を考慮し、最終的なルールを予想すると、提案された規則をフレームワークとして使用し、次の質問を検討することによって、企業は今すぐ準備を開始することが期待されます。

- 気候関連またはその他のESGリスクおよび機会に対する監督責任は誰にあるか。財務、内部監査、監査委員会または取締役会はどのように関与しているか。そのような関与を管理するためにどのような政策と手続きが実施されているか？
- 気候関連のどのような情報が現在収集され、利用可能であるか。現在、この情報に関してどの程度の保証が得られているか。どのような追加情報（もしあれば）を作成または収集する必要があるか（監査済み財務諸表での開示を含む）。
- 企業は気候関連の開示の重要性をどのように評価しているか。当該開示が重要であるか否かを判断するために必要な情報を収集するためのシステム及びプロセスは整備されているか。
- 提案された規則の開示要件に対処するために、どのような開示統制と手続きが実施されているか。また、監査された財務諸表において要求される開示に対処するために、財務報告に関するどのような内部統制が実施されているか。
- 気候関連の情報は、現在いつ準備され、検討されているか。SECが提案している報告期限と比較して、そのタイミングはどのようになっているか。提案されている報告期限を満たすために、企業はどのような資源（例えば、人、プロセス、技術）を必要とするか。

前述したように、SECは、提案されている規則が、TCFDやGHGプロトコルで推奨されているような既存のフレームワークや基準と整合的であることを示しています。したがって、既にそのような開示を提供している登録企業は、提案された規則の要求事項の実施において、より優位となる可能性があります。

その他のリソース

上記のリソースに加えて、以下のようなDeloitteのリソースは、企業が気候関連の開示に対するアプローチを評価するのに役立つ可能性があります。

- [Heads Up—#DeloitteESGNow—基準の設定 ESG 及び気候変動報告と財務報告の融合](#)
- [Financial Reporting Alert—環境イベントや活動に関する財務報告上の考慮事項](#)
- [Heads Up—SEC、気候変動情報開示に関するサンプルコメントを公表](#)
- [Heads Up—SEC の気候関連およびその他の ESG 情報開示に関する要求](#)
- [ESG の監督における監査委員会の役割の定義](#)

関連項目:

- *サステナビリティとビジネスよりよい再建を実現するためのアクション・プラン*
- *サステナビリティ・フレームワーク及び基準 —サステナビリティ会計基準審議会*
- *サステナビリティ及びビジネス—環境保護の導入：ESG の E*
- *財務諸表監査における ESG 関連事項の検討*
- *ESG 報告及び保証 — 監査担当者のためのロードマップ*

財務責任者のための Dbriefs

Deloitte のライブウェブキャストである *Dbrief* にご参加ください。お客様のビジネスに影響を及ぼす重要な動向について貴重な情報を提供します。財務報告、税務会計、事業戦略、ガバナンス、リスクのトピックについて *Dbriefs* の「財務責任者」シリーズをご覧ください。*Dbriefs* では、CPE クレジット取得のための便利で柔軟な方法も提供されています—あなたは自分の席に座っていただければいいのです。

登録

Dbriefs の会員になるための登録や、デロイトの Accounting and Reporting Services Department が発行する会計に関する刊行物を受け取るためには、[My.Deloitte.com](https://my.deloitte.com) にて登録ください。

The Deloitte Accounting Research Tool

多くの情報を指先一つで完全に把握しましょう。Deloitte Accounting Research Tool (DART) は、会計や財務開示に関する資料の総合的なオンラインライブラリーです。DART には、弊社の会計マニュアルならびにその他の解釈指針や刊行物のみならず、米国財務会計基準審議会 (FASB)、問題発生専門委員会 (EITF)、米国公認会計士協会 (AICPA)、公開会社会計監視委員会 (PCAOB)、米国証券取引委員会 (SEC) などの資料が含まれています。

DART は営業日ごとに更新されており、DART の使いやすいデザインやナビゲーションシステムと、その強力な検索機能やパーソナライズ機能によって、利用者は、どんなデバイスやブラウザからでも、いつでも瞬時に情報を見つけ出すことができます。DART のコンテンツの大半は無料で利用可能ですが、登録者は、デロイトの *FASB* 会計基準コーディフィケーションマニュアル (*FASB Accounting Standards Codification Manual*) などのプレミアムコンテンツにもアクセスできます。また DART の登録者等は週報「*Weekly Accounting Roundup*」を購読することができます。「*Weekly Accounting Roundup*」には最近のニュース記事、刊行物、DART へのその他の追加情報などへのリンクも提供されています。DART に関する詳しい情報や、DART のプレミアムコンテンツの 30 日間無料トライアルのお申し込みについては、dart.deloitte.com をご覧ください *Dbriefs* は、CPE クレジットを取得するための便利で柔軟な方法をお客様のデスクでも提供します。

Deloitte. トーマツ. デロイト トーマツ

デロイト トーマツ グループは、日本におけるデロイト アジア パシフィック リミテッドおよびデロイトネットワークのメンバーであるデロイト トーマツ合同会社ならびにそのグループ法人 (有限責任監査法人トーマツ、デロイト トーマツ コンサルティング合同会社、デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザー合同会社、デロイト トーマツ 税理士法人、DT 弁護士法人およびデロイト トーマツ コーポレート ソリューション合同会社を含む) の総称です。デロイト トーマツ グループは、日本で最大級のプロフェッショナルグループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従い、監査・保証業務、リスクアドバイザー、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザー、税務、法務等を提供しています。また、国内約 30 都市以上に 1 万 5 千名を超える専門家を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイト トーマツ グループ Web サイト (www.deloitte.com/jp) をご覧ください。

Deloitte (デロイト) とは、デロイト トウシュ トーマツ リミテッド (“DTTL”)、そのグローバルネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびそれらの関係法人 (総称して“デロイトネットワーク”) のひとつまたは複数指します。DTTL (または“Deloitte Global”) ならびに各メンバーファームおよび関係法人はそれぞれ法的に独立した別個の組織体であり、第三者に関して相互に義務を課したは拘束させることはありません。DTTL および DTTL の各メンバーファームならびに関係法人は、自らの作および不作為についてのみ責任を負い、互いに他のファームまたは関係法人の作および不作為について責任を負うものではありません。DTTL はクライアントへのサービス提供を行いません。詳細は www.deloitte.com/jp/about をご覧ください。

デロイト アジア パシフィック リミテッドは DTTL のメンバーファームであり、保証有限責任会社です。デロイト アジア パシフィック リミテッドのメンバーおよびそれらの関係法人は、それぞれ法的に独立した別個の組織体であり、アジア パシフィックにおける 100 を超える都市 (オークランド、バンコク、北京、ハノイ、香港、ジャカルタ、クアラルンプール、マニラ、メルボルン、大阪、ソウル、上海、シンガポール、シドニー、台北、東京を含む) にてサービスを提供しています。

Deloitte (デロイト) は、監査・保証業務、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザー、リスクアドバイザー、税務、法務などに関連する最先端のサービスを、Fortune Global 500® の約 9 割の企業や多数のプライベート (非公開) 企業を含むクライアントに提供しています。デロイトは、資本市場に対する社会的な信頼を高め、クライアントの変革と繁栄を促し、より豊かな経済、公正な社会、持続可能な世界の実現に向けて自ら率先して取り組むことを通じて、計測可能で継続性のある成果をもたらすプロフェッショナルの集団です。デロイトは、創設以来 175 年余りの歴史を有し、150 を超える国・地域にわたって活動を展開しています。“Making an impact that matters”をバース (存在理由) として標榜するデロイトの約 345,000 名のプロフェッショナルの活動の詳細については、(www.deloitte.com) をご覧ください。

本資料は皆様への情報提供として一般的な情報を掲載するのみであり、デロイト トウシュ トーマツ リミテッド (“DTTL”)、そのグローバルネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびそれらの関係法人 (総称して“デロイトネットワーク”) が本資料をもって専門的な助言やサービスを提供するものではありません。皆様の財務または事業に影響を与えるような意思決定または行動をされる前に、適切な専門家にご相談ください。本資料における情報の正確性や完全性に関して、いかなる表明、保証または確約 (明示・黙示を問いません) をするものではありません。また DTTL、そのメンバーファーム、関係法人、社員・職員または代理人のいずれも、本資料に依拠した人に関係して直接または間接に発生したいかなる損失および損害に対して責任を負いません。DTTL ならびに各メンバーファームおよびそれらの関係法人はそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。

Member of
Deloitte Touche Tohmatsu Limited